

平成24年度 第2回 阿寒湖世界自然遺産登録 地域連絡会議

平成24年11月19日（月）

14:00～15:10

阿寒湖まりむ館 2階会議室

会議結果報告書

【会議次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
釧路市副市長 小松正明
- 3 出席者の紹介
- 4 講演
「世界自然遺産の現状と課題」
筑波大学大学院人間総合科学研究科 世界遺産専攻准教授 吉田正人 様
- 5 その他
- 6 閉会

【資料】

資料1 世界遺産条約の現状と課題
出席者名簿

- ※ 平成24年11月20日（火）10:00～
マリモ群生地（チュウルイ湾）、パンケトー視察
吉田准教授との打ち合わせ
- ・若菜マリモ学芸主幹より「阿寒湖とマリモ」について説明
 - ・特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」保護会松岡会長より「マリモの保護活動」について説明

1 開会

2 挨拶

【釧路市副市長 小松正明】

本日は、第2回阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議ということでご案内申し上げましたところ、阿寒湖畔は今日から冬というような感じで、お足元が悪い中、関係の皆様のお集まりをいただき、誠に有難うございます。

本日、第2回ということで、第1回目につきましては、環境省釧路自然環

境事務所の中山次長様から、特に小笠原での世界自然遺産登録の話し、或いは、実際に携わった中での、世界自然遺産に対する考え方をお伺いしたところです。

前回の色々なお話しの中で、我々のこの運動も息の長い活動になるなという事が、改めて理解されたのではないかと思っています。

また、国の方でも「新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」という形で、8月をかわきりに、これまで何度か開催されているところでございます。

国の動きの中でも、新しい候補地の中に、是非、私共のマリモのいる阿寒湖がどうなのかという地道な活動を続けていきたいと思っています。

本日は、その懇談会の委員であられまして、およそ日本の中では、世界自然遺産に関しては、第一人者という筑波大学吉田正人先生をお迎えすることができました。

先生は、今朝早くからお越しいただいて、大変、有難うございます。

先生の中で、世界自然遺産とはどのようなものか、そして、その現状と課題についての様々な知見の一端をご披露していただく形の中で、私共のこの地道な活動を、今後、どのようにしていけば良いかという事のヒントをいただければと思っています。

後ほど、質問の時間も少しとらせていただいていますので、忌憚のない意見交換の中で、私共の活動の熟度を益々深めてまいりたいと思っています。

重ねて、お集まりの皆様方のご健勝とご活躍、そして、我々の活動が地道に続きますことを心からお祈り申し上げまして、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3 出席者のご紹介

4 世界自然遺産の現状と課題

【筑波大学大学院人間総合科学研究科 世界遺産専攻准教授 吉田正人】

ご紹介いただきました吉田でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

今、ご紹介いただきましたように、筑波大学の大学院で世界遺産専攻というものがあり、日本でおそらく唯一だと思いますが、世界でもドイツやアイerland等、5つくらいしかないそうです。

大学院で世界遺産学というのが非常に少ない中で、更に自然遺産は、その中でも少なく、私以外の教員はいない状況です。

そして、もう1つ、国際自然保護連合の委員会という会議の中身ですが、国際自然保護連合（IUCN）という団体が、この条約の中では、自然遺産を評価したりモニタリングしたりする団体です。

日本委員会というのは、この I U C N に属している日本の団体の連合体なので、私は、日本自然保護協会の専務理事をしていますので、その関係で会長をしているのですが、実際に、日本の自然遺産候補地を評価しに来るのは、日本人ではありません。

自分の国の人がある国のものを評価すると不公平になってしまいますので、必ず、外国の人が来ることになっています。

ですから、私自身が評価するわけではありませんので、一番聞かれて困る質問は、「阿寒湖は、世界自然遺産になれるか？」と聞かれると一番困るのですが、今日は、そのようなダイレクトに「阿寒湖が」という事ではなく、それについては、また、明日も現場を見せていただく等、もう少し勉強してからお答えしたいと思います。

世界遺産条約というのは、今年で採択されて 40 周年になりますが、40 年も経つと人間の体も人間ドックなんかに行くとかちこち指摘されますが、条約自体も随分色々な問題が出てきています。

この事が、今後の世界遺産の登録というものにも大きく関係してきますので、その基礎知識として、皆さまに知っておいていただきたい課題があるかと思っておりますので、その事を中心にお話ししたいと思っています。

大きく分けると、世界遺産条約が今どのような状態になっているかという現状と、その現状を鑑みて、一体元々、世界遺産条約というのは、何を狙いにしてどのようにして出来てきたのかという事を振り返ってみたいと思います。そうすると、最初の狙いと今のギャップ、差の大きさが分かると思います。

そして、今年 40 周年でしたので、I U C N 日本委員会というところで、外務省、環境庁、林野庁、文化庁等も入った諮問委員会があり、そちらに提言をしました。そういった事も含めてお話ししたいと思います。

世界遺産は、現在 962 登録されています。地球上の分布を見てみるとヨーロッパが圧倒的に多いです。425 で 44% を占めています。

ですから、ヨーロッパに多いと思うのですが、それを自然遺産と文化遺産、複合遺産という自然と文化両方を満たしたものがあるので、その数を自然遺産の方に足してみました。

そのうえで計算してみると、圧倒的に多いのは文化遺産です。文化遺産がヨーロッパの方に多いわけです。数としても 745 ありますので、大体 4 対 1 くらいで、文化遺産が圧倒的に多いです。

自然遺産を見てみると、ヨーロッパよりもアジア・太平洋の方が多いくらいですから、自然遺産の方は、ヨーロッパ中心というわけではないですが、文化遺産があまりにもヨーロッパ中心ですから、全体的には、ヨーロッパ中心の指定じゃないかという問題がありまして、この問題は、20 年近く前から指摘されてきました。

94年には、グローバルストラテジーという、これは何かというと、簡単に言えば、このアンバランスは何とかしようじゃないかという計画を立てたのです。

その時に、徐々に文化遺産の方は、登録が少しハードルを上げていく等、或いは、今まで登録されていなかった産業遺産や文化的景観といった新しいカテゴリーを作って、そういったものの方に登録をしていく、そうすると途上国の方が増えてくるのではないかと思われたのですが、実際は、そうはならず、まだ更に先進国の方が増えています。

しかし、94年の時点では、まだ自然遺産は100もいっていなかったもので、自然遺産に対してハードルを上げるという事はありませんでした。

ただ、2000年位になるとかなり数も増えてきて、1カ国から出せる数というのは、1年に1個までにする、但し、文化遺産は多いが自然遺産は少ないので、自然遺産や複合遺産であれば2つまで認めるといったような事を決めたのが2000年です。ケアンズというところで開かれた世界遺産委員会です。

そして、あまりにもバランスが悪いので、自然複合遺産を信頼あるリストにするための優先順位、どのようなものを優先して登録していくかという事もIUCNで考えてくださいと世界遺産委員会から宿題を出され、それがまとまったのが2004年という事です。

最近の状況をお話ししますと、このグローバルリストという考え方に基づいて、途上国から出てきたものに対して、なるべく入れてあげようという考え方と諮問機関、諮問機関というのは、世界遺産委員会から依頼を受けて、文化遺産を調査するICOMOS、国際記念物遺跡会議という団体、それから、IUCN、国際自然保護連合という団体、この2つの団体が、現地調査をして評価書を作ります。

ここで登録しても良いと書かれれば、世界遺産委員会でも登録されるわけです。しかし、ここで登録できないという事になると、同じ条件でもう一度出す事はできなくなります。

その間に2つあって、情報照会という事で、もう少しこの隣のところまで増やせないのですか等といった質問が出て、翌年、もう少し広めて出すという事もあり得ます。

また、登録延期という事で、「もう少し精査してから出し直してください」或いは、「管理計画を作り直してください」というような注文がつくと、3年後くらいにもう一度出す事になります。そういった幾つかの段階があります。

この間、京都で40周年の会議が開かれた時に、屋久島や白神山地を調査したジムトーセルというカナダ人のIUCNの関係者が来まして、その時に会議の中で言っていたのが、その人が担当していた1990年代くらいまで

は、IUCNが決めた評価が世界遺産委員会で覆ることは殆どなかった。ただ1つだけ、アフリカでW字型に川が流れているW国立公園というものがあるのですが、それだけは、登録が早いという事で未登録になり、例外は1つだけあるのですが、ところが、2007年から2012年、特に2010年のブラジルで開かれた世界遺産委員会あたりから、ICOMOSやIUCNが、「まだ登録が早い」、「延期」、場合によっては、「まだ登録できない」と言ったにもかかわらず、世界遺産委員会、これは、加盟国190カ国ありますが、その中の選挙で選ばれた21カ国で構成されていますが、その世界遺産委員会がその評価を覆して登録するという事が増えています。

何故覆すかという、アフリカやアラブ諸国等、数が少ない国があり、そういった国から出てきたものについては、まだ管理が不十分であれば登録はさせてあげて、そのうえで、何年かの間に管理体制を作ってくださいと言えば良いじゃないかという事が行われ始めたのがこの頃からです。

2010年になると、そういった甘くみた所が半分を占めてしまっています。半数程度が専門の団体の評価を覆しているという状態が起きてしまっています。

これは非常に大きな問題であり、これに対してIUCNは、このような事は途上国への贈り物ではなく、毒入りの贈り物ではないかと、Poisoned Giftという言葉を使っています。

今は、登録してあげるという事で喜ぶかもしれませんが、管理体制が不十分で登録したわけですから、その間に、しっかりとした管理体制ができれば良いのですが、できなかった場合には、3年後位には、危機に晒された世界遺産という事になってしまいます。

このままこのような事が続いていくと、世界遺産リストの信頼性、これは非常に大事だと思うのですが、それが損なわれてしまう恐れがあります。

もう1つ大きな問題は、危機遺産リスト、危険に晒された世界遺産リストというものがあります。

これは、元々は、危険に晒されたものを国際協力ですべて守っていく為に作っている制度ですが、その制度を上手く活用している面もあればしない面もあります。

上手く活用した例としては、昨年出た例ですが、タンザニアのセレンゲティ国立公園を横切って道路を作るという計画があったのですが、IUCNは、ここに道路を作ると1日3千台程度の車が通行すると予測し、そうすると、動物の横断が妨げられて良くない、危機遺産にすべきだという事で提案しました。

これに対する加盟国の反応というのが幾つかありますが、1つは、このタンザニアの場合は、「危機遺産には入れられたくない、だから、この道路は止めます。このルートではなく迂回したルートを作ります。」というような

決定をする国もあるわけです。ですから、ある意味、危機遺産リストというのは、その危機の回避に役立っている面もあります。

今年は、世界遺産委員会の中で、IUCNでは4つ、危機に瀕したものにすべきだという事を打ち出した所があります。ロシアのコミ原生林という所があるのですが、この中で金の採掘をするので、その部分は世界遺産から外したいという境界変更というものを出示してきました。

しかし、そこだけで済むわけではなく、金の採掘、ウランの採掘等する所があります。資源開発というのは、世界遺産では非常に大きな問題になっていますが、そういった事をするのであれば、危機遺産に入れた方が良いという事で、IUCNは提案したわけですが、加盟国は、この場合はロシアですが、危機遺産という不名誉なリストに入れられたくないということで、21カ国の加盟国に働き掛けます。

何しろこの遺産委員会を開催した場所が、ロシアのサンクトペテルブルクですから、自分の国の開会で自分の国の遺産が危機遺産に入れられてしまうと不名誉な事で、そこに入れられないようにしてしまいました。

そのようにしてしまうと、危機遺産リストというものが全然活用されないという事になってしまいます。

もう1つ大きな危機は、世界遺産基金というものがあります。この世界遺産基金は、ユネスコへの分担金の1%を2年に1度、加盟国は払います。

日本が最大の拠出国になります。アメリカが、昨年、パレスチナのユネスコ加盟に反対し拠出を停止してしまいました。アメリカが、これまで最大の拠出国だったのですが、現在は、日本が最大の拠出国となっています。

全体で、300万ドル、日本円で3億円に満たない程度です。それに付随する寄附等を合わせても700万ドル程度ですので、それ程大きなお金ではありません。

それにもかかわらず、1970年代は8割が国際協力に使われていましたが、その国際協力に使われる割合はどんどん減っていき、現在は、1割程度になっています。

それに代わって増えているのが、諮問機関への委託です。そして、諮問機関への委託の3分の2は、新規案件の調査、つまり、日本のような国は、調査に来るのであれば、国際旅費は相手が出すのかもしれませんが、国内での移動等は日本政府が対応するでしょう。しかし、途上国で調査する場合は、全てユネスコが世界遺産基金を使わなければいけない事になります。

そうすると、基金にしているものを「救うこと」に使わず、「新たに増やすこと」に使っています。しかも、これは世界遺産に入れてはまずいのではないかというものをに入れてしまっているという状況が生まれてしまっています。

このまま、このような事を続けていくと、世界遺産委員会、世界遺産基金、或いは、全てひっくるめて世界遺産条約自体が危機的な状況になってしまう

というのが現状です。

先ほども申し上げた通り、アメリカが拠出を停止してしまいましたので、基金は更に20%減少してしまいました。今、ユネスコの世界遺産センターは、コピーするのも制限するような状態になってしまっています。

元々、世界遺産リストや危機遺産リストというのが、どのように生まれてきたかという事をお話ししますと、1950年代から1960年代にかけてエジプトからヌビアンにかけての遺跡があり、アスワンハイダムの建設によってアブ・シンベル神殿が水没してしまうという事があり、これを千以上のパーツに切り分けて水没しない高台に移しました。

こういった国際協力の必要がありますが、今年あたりは、ベニス水没で大変な状況の様ですが、世界中で遺産救済のためにお金が必要であり、その度に寄附を募っていると大変なので、世界遺産基金というような基金を設けて、危機の際は、優先順位を付けて拠出していくという国際的な制度を作ろうじゃないかという議論が、ユネスコと、当時64年にできたICOMOSから生まれてきました。

この時に、この条約の案は「普遍的価値を持つ記念物、建造物群、遺跡の保護に関する条約案」という長い名称でしたが、この主旨は、危機に瀕しているものをリストアップして、ショートリストと言って、そんなに沢山の数ではありません。世界数十程度のリストを作って、その優先順位で拠出していくというような条約ができないのかと考えました。

ところが、そこでもう1つの会議案がここに入り込んできます。これは、イエローストーン国立公園ですが、1972年にイエローストーン国立公園ができて100年目で、1872年に世界初の国立公園としてできました。

ニクソン大統領がこのイエローストーン国立公園100周年を記念して、新たな事を実施したいという事で、その時に提案されていたのが、IUCNの案です。

IUCNは、ハロルド・クーリッジが会長をしていた時に、アメリカの人が会長だったり、保護地域委員会の委員長だったりが多いのですが、保護地域の国連リストというものを作って、ある程度権威のあるリストを作り、そのリストに掲載されたものは、破壊されないようにするというようなリスト作りを60年代から実施しました。

65年には、ラッセル・トレインという人が、この人は、ニクソン大統領の顧問のような役でしたが、IUCNの委員をしていました。

この人が、ホワイトハウスの市民会議で「国立公園の制度を世界に広めたようなものを作ろうじゃないか」と提案し、その名称を「世界遺産トラスト」としました。

この世界遺産トラストのアイデアが、ニクソン大統領の教書の中に入り、世界遺産トラストを1972年に皆で合意しようじゃないかという事になり

ました。

1971年にIUCNが作った、世界遺産の保護に関する条約案というものと、ユネスコとICOMOSが作った普遍的価値を持つ記念物、建造物群、遺跡の保護に関する条約案というのが、世界中に広がるのですが、同じようなものが2つあるという事で、1972年という年は非常に大事な年で、地球サミットの20年前、世界で初めて環境会議が国連で開かれました。ストックホルムで開かれた国連人間環境会議です。

その中で、この2つの条約を1つにしようということになりました。そこで「世界遺産条約」というアイデアが生まれてきました。つまり、皆さんがよくご存知の世界遺産リストというものは、どちらかと言うと、IUCNやアメリカが提案した世界遺産トラストというものからきています。そして、危機遺産リストというものが、ユネスコやICOMOSが提案した国際協力を必要とする危機に晒された遺産のリスト、この2つのアイデアを合わせたものになります。

世界遺産になるには、顕著な普遍的な価値を満たさなければいけません、普遍的という方が、先ほどのICOMOSが書いた、普遍的価値を持つ記念物、こちらからきています。そして、顕著なという方が、世界遺産トラストの人類にとって顕著な価値を持った世界遺産のリストという部分からきており、その2つを併せたものが顕著な普遍的な価値という事です。

生物多様性条約というのは、世界遺産条約そのものではないので飛ばしたいと思いますが、IUCNが開いている会議で、世界公園会議というものが10年に一度行われています。

1972年に、国連人間環境会議と同じ年に開かれ、そこで世界遺産条約の事が話し合われ、第3回の国立公園会議、これは、バリ島で開かれまして、その中で、生物多様性というものが検討されていきます。

92年に、生物多様性条約というものが、地球サミットの中で出てきます。この条約の中にも、世界遺産条約と同じように守るべきリストを作るという情報が案としてはありました。

ところが、この頃になると途上国の力が非常に強くなり、世界遺産条約、ラムサール条約、ワシントン条約、守るべき土地や守るべき生物のリストをこれ以上増やしてほしくないという意見が強く、それが通りませんでした。

そこで、生物多様性を守るためには、世界遺産条約やラムサール条約といったものと協力をせざるを得ませんでした。

この時に、生物多様性の基準というものが、世界遺産条約の中にも入ってきます。

生物多様性というのは、生物の生態系から生物の種から遺伝子まで、全てひっくるめています、その中で、土地・生息地を守るものは、世界遺産条約とラムサール条約です。

それから、生物の種を守るものがワシントン条約とボン条約、ボン条約は、日本は加盟していないので、皆さんご存知ないと思いますが、クジラや海亀等、移動性のある動物の条約です。こういったものと共同で守っていくという関係が生まれてきました。

1992年に、日本は、世界遺産条約に加盟しました。何故、加盟が20年も遅れたかという話しをすると長くなりますので省略しますが、どちらかと言うと、自然の方の団体が働き掛けて、この条約に加盟しました。

ちょうど92年には、地球サミットも開かれて、新しい条約ができていくというのに、日本は、20年前の条約に加盟していないというのもまずいという事があったかと思えます。

その年に、既に4つ候補を出し、1年の調査を経て93年の12月には、法隆寺・姫路城と一緒に屋久島・白神山地が登録されました。

この後、文化遺産に関しては、京都、白川郷、原爆ドーム、厳島神社、奈良、日光、琉球王国のグスク、それから紀伊山地の霊場と参詣道というように、どんどん登録が進むのですが、自然遺産は一向に進みませんでした。

その後、2005年に知床が登録され、2011年に小笠原が登録されました。

文化遺産の方は、暫定リストというものを作らなくてはいけなくなりました。暫定リストを作って、ユネスコに提出していないと審査の対象にもなりません。

暫定リストというのは、これから5年とか10年の間に、その国が世界遺産リストに登録したいと思っているのはどれ位だと手の内を明かさないとけないという事です。

ところが、自然遺産は、未だ数が少ないので、そのような義務はありませんでした。

しかし、2000年位になると自然遺産の数が増えてきたので、暫定リストを作っていない場合は、審査をしないという事で、暫定リストを作らない限り、次の自然遺産は増えないという事になってしまいました。

そこで、環境省と林野庁で自然遺産候補地検討会議というものを開催し、東京大学研究所の岩槻先生が座長となり、私も一員として加わりました。

どのように担っていったかという事ですが、最初に、日本の保護地域というのは、国立公園から始まり都道府県立自然公園等も含めて950もあります。生態系は2,000もあり、地形に至っては15,000もリストがあります。

これを全部調査するのは大変ですので、まずは、面積要件で152の自然地域に絞りました。世界の自然遺産を見ると1万ha未満という所は非常に少ないです。一番狭いのは、セーシェルのメ溪谷という所で面積も20haしかありません。フタゴヤシという世界中にここにしかないというヤシの林

が残っている場所なので、狭くても世界遺産になっているのですが、普通は、狭いと、完全性といって将来までそれを残せるという条件が満たされないので登録してもらえません。

大体1万ha位なのですが、1万haと絞ってしまうと大事な所を落としてしまうといけないので、5千ha以上だけに絞って、その中から地域バランスを考えて19の自然遺産の候補地を挙げ、その中から顕著な普遍的な価値という条件を満たしそうな所、知床、小笠原諸島、琉球諸島ということで選びました。

ただし、この時の報告書に書いてありますが、残りの16カ所について価値がないというわけではなく、現時点では、顕著な普遍的な価値を説明するには条件が不足しているということで、新たな知見が満たされた場合は、また、検討の余地はあるでしょうし、それ以外に同じユネスコの生物圏保存地域、日本名ではエコパークと言っているのですが、そういった制度等も使って保護していくという事が考えられるのではないかと思います。

その19カ所の選び方ですが、IUCNは、評価をする時に世界中を主な生物地理区分に分けて、その中で比較します。

北海道の場合は、満州・日本混交林区という中に入っています。知床以外にも、利尻・礼文・サロベツ国立公園や阿寒国立公園、大雪山国立公園、日高山脈というような所が、19カ所の中にあります。

東アジア落葉林区という所では、白神山地が既に登録されていますが、その他に、早池峰山や朝日・飯豊山地等もあります。

常緑樹林区では、屋久島は、既に登録されていましたが、富士山、南アルプス、阿蘇山、九州中央山地というものも入ります。

琉球諸島は、琉球諸島区という独立した生物地理区です。それから、ミクロネシア区の中に入っている小笠原諸島です。

日本はちょうど5つの生物地理区になりますので、白神山地、屋久島が東アジア落葉林区と常緑樹林区と1つずつ代表していますので、代表していない知床と琉球諸島と小笠原諸島とういうのが、この中から選ばれていったという経緯になります。

もう一度これを整理すると、世界遺産リストに記載されるには、どのような条件を満たすと良いか。

まず、登録基準。登録基準というのは、先ほどから申し上げている「顕著な普遍的価値」を満たしているかどうかという事です。

1から6までは、文化遺産の基準ですので、7から10までが自然遺産という事です。7番目を見ますと自然美や自然現象というものであり、これが当てはまっているのは、日本では、屋久島だけです。

最初の頃、1970年代とかですと、この基準だけで登録されているものが幾つかあります。エベレスト山なんかは、世界で最高峰なので、生物多様

性や生態系や地質等、他の基準も当てはまっているはずですが、1個当てはまっていれば登録できるので、そういったものは、MOSTの基準で入れてしまっています。キリマンジャロなんかも、アフリカの最高峰ですので、あとはしっかりと調査もせず、これでいけてしまいます。

これを、屋久島や白神山地を登録した人が、「Wow Effect」という表現で言っているのですが、世界中の人が見に来て「わあ、凄いな」という声をあげるといったものは、これで組んだという事ですが、これは非常に主観的であり、あまり、客観的ではありません。

知床も7の基準は、日本政府も出していました。知床の斜里側の断崖の所も、「わあ」と日本人は思うと思うのですが、ヨーロッパ人が見ると言わないのかもわかりませんが、非常に主観で判断されてしまっている所があり、最近では、7だけではあまり登録されるものはなく、他の基準に付け加えてという形になっています。

ただ、中国の遺産は、何故か分かりませんが、九寨溝（きゅうさいこう）や武陵源（ぶりょうげん）等、7だけで登録されており、例外的ですので、これだけで登録できると思わない方が良いでしょう。

8番目の地形・地質、9番目の生態系、10番目の生物多様性、このどれかに当てはまるという事が絶対条件で、7は、プラスアルファだと思った方が良いでしょう。

8は地形・地質ですが、残念ながら日本では、これに当てはまっているものはありません。

例えば、ハワイの火山国立公園の火山のものや中国の化石産地で登録されたものがあります。また、ワディ・アル・ヒタンという、まだ足がある頃のクジラの化石が出てくるエジプトの化石産地等そういった化石産地や火山は8の基準で登録されます。

日本の自然遺産というのは、全て、9の基準の生態系は当てはまっています。生態系と一言に言いますが、正確に英語を読むと生態学的・生物学的過程というような書き方をしています。ただ単に生態系の代表だというだけではなく、その生態系が今も何か動いていてプロセスが見られる、小笠原諸島の場合は、島ごとに分かれた中で、カタツムリがその島ごとに進化を遂げています。島ごとに分かれただけではなく、島の木の高い所と低い所等、生息の場所によっても進化を遂げているというプロセスが、今も見られるという部分です。ガラパゴス諸島と同じことでしょう。

白神山地の場合は、非常に隆起の速度が速いので、ブナ林というだけではなく、隆起しながらブナ林が崩れて、また、別の林になる等、そういったプロセスが行われています。

10番目は、生物多様性の基準というふうに92年に名前を改めました。元々は、絶滅危惧種の基準でありました。しかし、絶滅危惧種だけではなく、

もっと広く見ようという事なのですが、実際この基準は、今も絶滅危惧種の基準として使われています。

知床だけが、これに当てはまっているのですが、例えば、知床の場合では、世界的に絶滅危惧種であるオオワシ、5千羽のうち2千羽くらいが越冬した事があるとか、シマフクロウやオジロワシといった絶滅危惧種も生息地であるというようなことで、これに当てはまっています。

小笠原は、これに絶対に当てはまると思っていたのですが、残念ながら、8番目も10番目も当てはまりませんでした。

完全性という基準が次になります。ただ単に登録基準に当てはまっているだけではなくて、この完全性、インテグリティという問題がありますが、必要な要素が全部揃っている、例えば、滝であれば、滝だけあっても滝の上流で開発してしまったり、森林伐採してしまったりしたら滝が濁ってしまったりするので、その上流まで全て入らないといけません。

そして、将来にわたって守られるためには、ある程度、流域全体となるとまとまった面積がないといけないという事になります。

それから、開発による影響を受けていない、保全状態がしっかりしているという事です。

この3つを満たすと完全であるという事になります。

勿論、加盟国が将来にわたって守ると約束をしなければなりませんから、その加盟国の制度で、日本の場合は、国立公園や自然環境保全地域や森林生態系保護地域、或いは、天然記念物等、そのような方向にもっていきます。

また、その場所だけ守っているのではなく、その周辺の開発の圧力を防ぐために、バッファゾーンを持ったり、絶対的な管理計画というものを持っていないといけません。

管理計画については、登録する時に持っていなくても、何年か後には作る約束をしてくださいと書いてあるのですが、現在では、バッファゾーンも管理計画も *must* になっており、登録する時にバッファゾーンが無いと、何故無いという事になり、無くても大丈夫な理由を書かなくてはなりません。

管理計画も、いつまでに出さなくてはならないとなれば、最初から作って出さなければいけません。

そして、類似のものと比較します。これが、他のラムサール条約やエコパークなんかと違う所で、世界遺産に載せるものは、世界で唯一のもので。

同じようなものがあれば、他と比べて面積がこっちの方が大きい、例えば、他の国が暫定リストで出しているものの方が、同じ種類でこっちの方が大きいという事が分かっているならば、そこと比較されてしまいます。

或いは、富士山なんかは、1970年代に日本がこの条約に加盟していたら自然遺産になっていたかもしれませんが、今さら出しても、既に、綺麗な形の成層火山というのは沢山登録されています。

もう既に登録されているものや暫定リストに入っているものと比較されます。或いは類似の地形、火山は火山同士で比較されます。そういうものを経て、これは一番の見本だというものが選ばれるわけです。

それから、同じ生物地理区分のもので、既に登録されているものはないですかという事もチェックされます。

知床の場合は、海と陸の連続性という事で、9番目の基準を使いました。それから、絶滅危惧種の生息生育地であるという10番目の基準を満たしていると判断されましたが、7番目の自然美というのには、認められませんでした。

小笠原諸島の場合は、8・9・10、何しろ、ハワイやガラパゴスのように、ホットスポットと言って、火山活動が盛んな所をプレートが動いていく時にできている火山というのは、その火山が大きいです。

例えば、ハワイ島は大きいのですが、だんだんプレートに乗って北に移動していくにしたがって、浸食されて小さくなっていき、島の寿命としては、500万年位です。

人間の寿命からすると500万年は、とてつもなく長いように見えますが、地球の歴史の中で500万年は、すごく短いです。

それに比べると、小笠原諸島は、海のプレートが海のプレートに潜り込んで造られた島で弧状列島と言いますけれど、その10倍位歴史があります。

そういった価値が、私達は絶対に認められるだろうと思ったのですが、残念ながらこれは認められませんでした。

それから、生物学的なプロセス。陸生貝類等をはじめとする進化の見本でありまる。

それから、固有種が多く絶滅危惧種も多いというように出すわけですが、実際は、認められるのは1つだったという事です。

1つでも認められれば、世界遺産リストには登録されるわけですので、良いのですが、これが、科学委員の中では、いつかりベンジを謀って8と10も入れたいなと言っています。

来年1月に暫定リストに掲載される予定の琉球諸島。これは、おそらく9番目の亜熱帯、亜熱帯というのは、普通、乾燥している所が世界中に多いのですが、モンスーン気候のために照葉樹林あって、そこから雨が流れ出して、マングローブ林、サンゴ礁に繋がっている生態系がありますし、小笠原諸島は、一度も陸とは繋がった事がない海洋島ですが、奄美・琉球諸島の場合は、かつて中国大陸と繋がっており、170万年位前に少しずつ少しずつ島に分かれている途中で、色々な生物に進化してきています。

そういった7・8・9番目の基準なんかは当てはまるのではと思っていますが、完全性という面では外来種の問題もありますし、米軍基地の問題もありますし、国立公園になっているのは西表・石垣国立公園だけで、あとは、

国定公園しかも海岸のみという事で、国内法の担保というものも課題があるという事で、未だ時間がかかります。

これから、どのようなものであれば増えるのか、IUCNがどんな分析をしているかという事を少しお話しすると、つまり、代表されていない少ない所のものは入れたいわけです。多いものというのは、少し厳しく評価されます。

生物地域から見ると、日本も属している旧北区（きゅうほく）という所は、面積も大きいですが、数としては一番多いです。

ところが、面積で見ると意外と旧北区よりもオセアニア区やオーストラリア区というのが多くなっています。これは、オーストラリア区は、グレートバリアリーフ、オセアニア区は、2010年に非常に大きな海の保護区がハワイのパパハナ・オ・クアロアという35万km²、それから、キリバスのフェニックス諸島で40万km²という、日本列島より広い海が世界遺産になりました。

面積的には、オーストラリア区やオセアニア区は、数は少なくとも面積は増えています。

熱帯アジア区というのは、アジアの熱帯林というのは、数は結構あるのですが、面積は少ないです。

それから、バイオーム。これは生物群系と言いますが、どんな森があるのか、どんな草原になっているかという、一番大きな生物の群集を表しているのが、範囲です。

ツンドラ・極地、温帯草原、熱帯・温帯荒原、荒原というのは砂漠です。これの数は少ないです。

2004年のレポートを見ると、熱帯草原や湖沼というものが少ないと書いてあるのですが、実際に私が調査をしてみると、IUCNの調査は、大きな国立公園でもどれか1つに当てはめてしまっているの、そこに湖沼があっても熱帯林等にしてしまっています。

大きな単位があれば、私は湖沼があれば独立して数えると結構な数があります。

海は非常に少なかったのですが、世界的には増えていっています。52%です。ただし地球上の海は70%ありますから、もっと海は増えていいと思います。

これから世界遺産条約40周年への提案というのを、IUCN日本委員会の方でまとめて出します。

その中にどのような事が書いているかと言うと、最初の世界遺産リストの信頼性です。あまりにも、未だ十分ではないと専門団体が言っているものを入れてしまうという事をやっていると、信頼性が損なわれてしまいます。

それだけではなく、新しいものを登録するのに殆どお金を使って、登録さ

れているもので危機に瀕しているものを救う事に殆どお金が使われないという状態は、世界遺産条約の最初の出発点と全く異なってきています。

これを何とかするには、暫く新規登録を止めて、世界遺産の今危機に瀕しているものの救済に全力を注いではどうかという事です。

それから、新規登録を毎年毎年検討していると、世界遺産委員会の殆どの時間を新規登録の審査に使っています。危機に瀕しているものの検討の時間が殆どなく、数分で終わってしまいます。これではおかしいので、例えば、新規登録を隔年やオリンピック年等、頻度を落として、通常の世界遺産委員会では、保全状態の報告、危機遺産の検討といったものに、もっと時間を注いだ方が良くはないかという提案です。

そして、世界遺産リストが大分増えてきて、自然の方が200強、IUCNは、250や300位いけば、必要なものは大体カバーできるのではないかというような事も言ったりしています。

そうなってくると、全部を世界遺産にはできないので、例えば地域的に、アジアのレベルや国内のレベルといった補完するリストも必要なのではないかという事も書きました。

これは、実際ヨーロッパ等にはあるのですが、Natura 2000というEUで鳥や動物を守るという事で指定している所で、大体ヨーロッパの18%位を占めています。

そして、同じアジアでもASEANには、ASEAN Heritage Parkというシステムがあり、その国が誇りとするようなものを選んで、お互いに交流したりするシステムがあります。

日本は、ASEAN加盟国ではありませんが、ASEAN Heritage Parkとか広げてもらってはどうかという話しをしており、来年、2013年に仙台でアジアの保護地域会議を開催するのですが、そういった時には、こういったアジア版のネットワークを検討してはどうかという事も話しをしています。

それから、危機遺産リストというものを、もう少しきちんと活用しようという事です。皆、危機遺産というのは、登録されると嫌です。気持ちとしては分かりますが、名前が悪いという事で、危機遺産リストというのを止めて、国際協力優先リストといった、これに入れてもらえたら国際協力してもらえますよというリストにした方が良くはないかという提案なのですが、これを実施するには条約改正が必要なので、結構ハードルが高いです。

また、世界遺産基金をもう少し増やして、基金の50%以上は国際協力に拠出すべきではないかという提案をしています。

次に、生物多様性条約の目標11というものをお話ししなくてはいけないのですが、名古屋で2010年に広かれた生物多様性条約では、2020年までの目標を決めました。

2020年までに、少なくとも陸域・陸水域17%、沿岸域・海域の10%を保護地域にするという目標を掲げています。

現在、世界的には陸は12%位が保護地域になっています。日本では、14%から15%位までいっていますから、陸はもう少し頑張ればいけると思いますが、海は2%位しか保護地域になっていません。ですから、10%を達成するには、かなり頑張る必要があります。

それだけではなく、生物多様性や生態系サービス等、そういった大事な場所を保護地域にします。

もう1つは、生態学的によく連結された保護地域とありますが、つまり、保護地域が独立して、周りが全て開発されているという島状のものになってしまうのではなく、それをしっかり繋いでいき、単に保護地域だけを繋ぐのではなく、その周辺が農地や牧草地といった景観というのはそのような意味ですが、日本人からすると景観というよりは、農業地帯という事ですが、そういう状態を作った方が良いというような目標です。

全てを世界遺産にする事は難しいです。顕著な普遍的な価値があるものだけを世界遺産にし、それ以外のは国際的な制度、ラムサール条約や生物圏保護区（エコパーク）、それからジオパークというものもあります。

こういった制度で守ったり、地域的なEUのNatura 2000やASEAN Heritage Park等そういったものもあります。国内的には、国立公園や都道府県立自然公園等で守っていきます。

どちらが上という事ではありませんが、このような階層構造で、どの地域レベルでも代表するものという形で実施していかないと、全部が全部世界遺産を目指すという事になると世界遺産の方が重みになってしまい、世界遺産リスト自体が先ほどお話ししたような現状ですので、世界遺産条約自体が潰れてしまうというような状況になります。

世界遺産は、どのような役割を果たすかと言うと、面積的には全部の保護地域の1割くらいですので、1割が保護地域のモデルとして良い制度を作って、その良い制度が他の周辺の地域にも良い影響を与えていくというような役割を期待されるのではないかと思います。それは、グラフィックという言い方をしています。

もう1つは、保護地域をネットワーク化するという事で、世界自然遺産があり、その周辺にバッファゾーンがついて、周りも国立公園や自然環境保全地域や森林生態系保護地域等、そういったものと何らかの形で繋いでいくという事が大事で、これからの課題だと思います。

それには、世界遺産条約の中心部分の事だけを考えてはいけません。日本が世界遺産条約に加盟した時は、それ程広い視野でものを見られず、屋久島や白神山地の場合は、世界遺産に指定した部分の管理計画しかありません。

白神山地は、IUCNがもっと広げなさいと言っているのですが、バッファゾーンまで含めて世界遺産にしたので、管理計画はそこまで及んでいるのですが、屋久島の場合は、40万人位来る観光客の中から、9万人が世界遺産地域の中の縄文杉に行っているという状態で、踏みつけもありますし、お弁当を食べる場所もない、トイレも足りないのです、山の中でしてしまうという状態です。

そのようにならないようにするためには、その周辺まで計画を立てないといけません。持続可能な観光計画や地域づくりの計画を立てる必要があるのです、この考え方というのは、まさにユネスコエコパークの考え方になります。

世界遺産は、世界遺産とその周辺にバッファゾーンという緩衝地帯を付ける考え方しかありませんが、ユネスコエコパークは、その周りに移行地帯という、人間が住んではいけないというわけではなく、持続的に利用して良い地域、むしろ持続可能な開発を考える地域という位置付になります。

世界遺産は、これに近づけなくてはならないのではという事で、世界遺産管理地域というものを、IUCNとユネスコが92年に開いたワークショップで提案しました。

これをしっかり受け止めて使った国は、日本が最初だと思います。小笠原を世界遺産に指定するときに、陸地の殆どを世界遺産にしてしまったので、陸地にバッファゾーンを作るという事は、ほぼ不可能になってしまいました。

ですから、海の方にバッファゾーンを作りたいけれども、どこまで実施したら良いか、海岸から5kmまでと広げた範囲を世界遺産管理地域と呼びましょうという事で、ユネスコやIUCNからは、これはバッファゾーンの役割を果たしているのですかという事で、実質的なバッファゾーンですという言い方で答えて、世界遺産に登録されました。

東京港から二見港という父島までの航路まで含んでいますので、外来種が入ってこないような計画というのでも、世界遺産の管理計画に入れられました。

ここで申し上げたいのは、世界遺産というのは、世界遺産のここだけ考えてはいけなく、もっと広い範囲の管理計画を立てていかななくてはなりません。

それに比べると、残念ながら屋久島は、未だにバッファゾーンもなく、管理計画も一部しか作っていません。鹿の管理計画というのを、最近プラスアルファしましたが、こういったものをユネスコにエコパークのような考え方を入れて、世界遺産管理地域、より持続可能な地域づくりというようなものを考えていけるような制度にしていかななくてはならないというのが課題だと思います。

世界遺産条約は、どんな状態になっているか、どんな課題があるかという事をお話ししました。

9 その他 全体を通しての質疑応答

(中山次長)

先ほどのスライドの中で、世界遺産リストのギャップという中に、バイオームの区域が掲載された表がありますが、その湖沼系という所での質問になりますが、吉田先生が2012年に数えられた時に、湖沼があれば数えたというご説明でしたが、湖沼に関するOUV(outstanding universal value 顕著な普遍的価値)があるという形で認められているもののみを拾っているのか、もう少し幅広く拾っているのかをお聞かせください。

(吉田准教授)

OUVがあるかどうかというわけではなく、ある程度の大きな面積を持った湖沼が入っていれば数えています。

例えば、2011年にケニアのグレート・リフト・バレーの湖沼群というのが世界遺産になりましたが、過去は、それは全てサバンナと数えられていて、湖沼は、省略されていたのですが、私は、サバンナもあれば湖沼もあるというように両方に数えました。

その結果として、湖沼は5から59というふうに、凄く増えています。

(小松副市長)

世界自然遺産を勉強していく中で、登録された後に、保全されていない、開発がされてしまう途上国というような事例があると聞きましたが、実際に選定される中で、保全の担保については、どの位の事を担保しなくてはならないのかという辺りを少しお教えいただければと思います。

(吉田准教授)

その時に、IUCNがどのような視点で評価したかに依りますので、お答えするのは難しい部分があるのですが、簡単に言えば、管理計画というものがあるわけですが、その管理計画を実施する体制があるかどうかです。

アメリカの国立公園なんかだと、国立公園局というのがあり、そこで一元的に実施しますので、すごく分かりやすいです。

日本のように、国・都道府県・市町村・観光協会・NPO等が共同して管理していくものは、非常に分かりにくいです。

最初の頃は、これはきちんとした管理体制、将来的な担保ではないのではないかとされた時もあったようですが、日本は、このような方法でしっかり実施していると理解されるようになり、理解してもらえればアメリカ的な管理ではなくても理解されると思います。

そういった日本的な管理の方法も含めて、しっかり将来的に守っていけるという事を説明できるかどうかという事だと思います。

10 閉会